

4府生環第769号  
令和5年3月3日

府中市環境美化推進委員会  
委員長 吉垣 親伸 様

府中市長 高野 律 雄

府中市まちな環境美化条例第14条に規定する  
罰則の適用について（諮問）

次の事項について、府中市環境美化推進委員会において審議し、答申してください。

1 諮問事項

府中市まちな環境美化条例に基づく府中駅周辺の喫煙禁止路線における路上喫煙行為への対策強化に向けた、同条例第14条に規定する罰則の適用に関すること。

2 答申期限

令和5年7月31日

## 諮問の趣旨

本市では、まちの環境美化を推進するため、府中市まちの環境美化条例に基づき、府中駅周辺等の環境美化推進地区を指定し、その地区内で特に喫煙を禁止する必要がある道路を喫煙禁止路線とし、啓発表示やパトロールによる喫煙禁止の呼び掛けなどの取組により、良好な生活環境の確保に努めております。

これらの取組による一定の成果がある一方で、心無い方々によるけやき並木を中心とした府中駅周辺での喫煙や吸い殻の投棄がいまだ行われている状況にあり、これらへの対応を求める市民の声も多くよせられております。このことから、本市では、府中のシンボルとして、約千年の歴史があり、けやき並木では唯一、国の天然記念物に指定を受けている馬場大門のケヤキ並木の環境美化対策の強化が必要であると捉えております。

喫煙行為等への厳格な対応としては、府中市まちの環境美化条例に規定する罰則（過料徴収）の適用を検討する必要がありますが、同条例等に過料の額等の明確な定めがなく、その適用については府中市環境美化推進委員会での審議が必要となっております。

つきましては、府中駅周辺の喫煙禁止路線における路上喫煙行為への対策を強化するため、府中市まちの環境美化条例第14条に規定する罰則の適用についてご審議いただきたく、府中市環境美化推進委員会に諮問するものです。